

## **[事案 28-155] 入院給付金支払請求**

・平成 29 年 1 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

骨折等の治療で入院したため、入院給付金を請求したところ、一定期間の入院についてしか支払われなかったため、残りの入院期間についての入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

大型自動二輪車を運転中に転倒し、骨折等の治療で 105 日間入院したため、平成 27 年 10 月に契約した終身医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、最初の 82 日分は支払われたが、残り 23 日分は支払われなかった。

しかしながら、不支払期間も約款に定める「自宅での治療が困難」といえる状況にあり、外泊は親の手術・入院などやむを得ない理由によるもので、外出・外泊のため治療を怠ったことはなく「常に医師の管理下において治療に専念」していたといえる状況にあったので、残りの入院期間についての入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人は、不支払期間において、毎週定期的に外泊していたこと、不支払期間の治療は、通院でも可能な治療内容であったことから、約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退した。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、不支払期間においては、通院による治療で十分に対応できる状況にあり、「常に医師の管理下において治療に専念」していたとはいえないと考えられること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。